

若越郷土研究

25ノ3

明治初年敦賀県今立郡下の

護法大一揆解体過程の

一考察

三 上 一 夫

一、はじめに

明治六年三月、敦賀県下の大野・今立・坂井三郡下で生じた「越前護法大一揆」は、明治初年全国的に「真宗地帯」で統発する「護法一揆」の特質を総括的に凝集したものと見て大いに注目したいところである。

そこで三郡下とも護法的要因を直接的契機とし、しかも同様な要求事項へ「三カ条の願書」^②が掲げられるが、大一揆展開の過程に視点をすえた場合、大野郡

下では、県当局が一揆側の猛勢にたじろぎ、一たんかれらの諸要求を認める「証書」を手渡し、窮地を收拾せざるを得なかったにもかかわらず、今立郡下では坂井郡の場合と同様、一揆勢の諸要求を断固拒絶し、しかも「兵威」による制圧に効を奏したことに着目したい。

こうした今立郡下の一揆勢の敗退をめぐる問題点につき、大一揆の口火を切った小坂村はじめ近隣の筋生田村・中村・寺中村の住民諸階層の出勤状況を経過的に把握し得る「口述書」の一部が残存することが、重要な手掛かりとなる。そこでこれら各村民の個別的な出勤状況に検討を加え、しかも関係村落の社会経済的構造との関連や一たん圧倒的勝利をかち得た大野郡下の大一揆との対比を意識しつつ、今立郡下の大一揆解体過程の問題点を追究したい。このことは、明治初年の護法一揆を含めての農民一揆全般の解体過程究明のさいの重要な分析視角とも思考されるからである。

① 明治初年の「護法一揆」として管見するところでは、明治三年の「多度津藩下騒動」(現、香川県)はじめて一〇件(注、未発を含む)ほどを数えるが、「越前護法大一揆」の場合は、五年新潟県の「信越地方土寇蜂起事件」にほぼ匹敵する大規模なもので、敦賀県三郡下で堂々三万以上の出勤をみるに至っている。

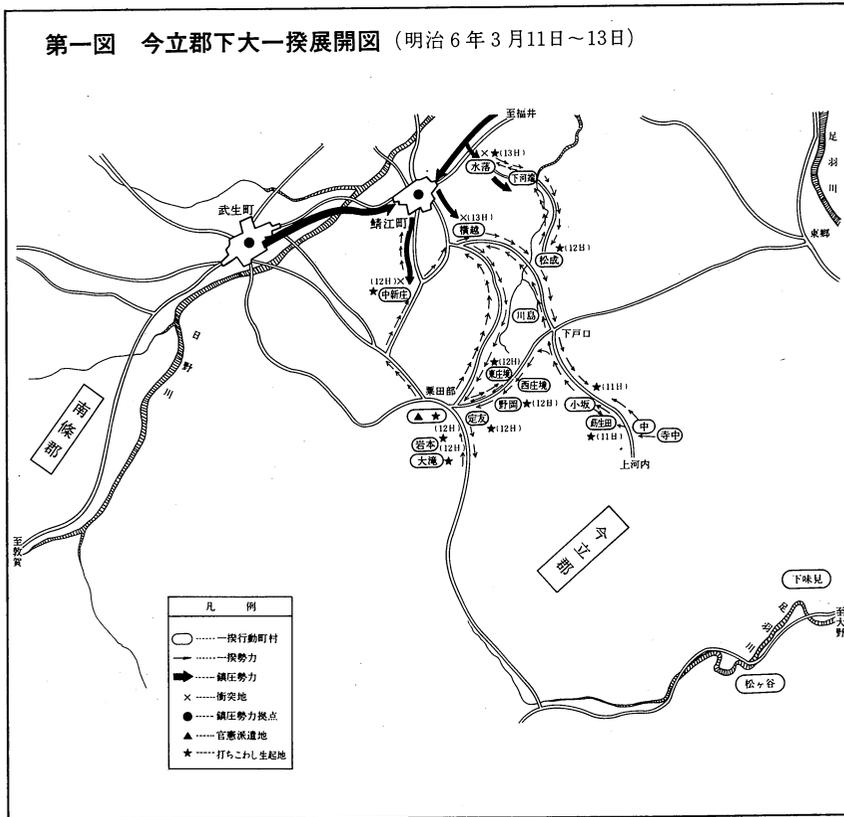
② 三月十一日、村田参事・寺嶋権参事より史官あて「管下大野郡土民騷擾御届」(『暴動始終奏上簿』(『日本庶民生活史料集成』(13)三一書房、一九七〇年)から)、耶蘇宗拒絶之事、一、真宗説法再興之事、一、学校ニ洋文ヲ廃スル事、の三カ条が認知される。これと同じ内容の要求は、今立・坂井両郡ともそれぞれ一揆展開の過程のなかで、農民代表により官員側に差し出されている。

③ 「小坂村、村方銘々取調口書記」(鯖江市北中町、円入寺所蔵)。
「筋生田村・中村・村方銘々取調口書記」(同寺所蔵)、本史料は一部欠如。
「今立郡第二七大区小八区寺中村、揺動村方調書扣帳」(鯖江市寺中村、宮川九兵衛所蔵)。

二、今立郡下の大一揆展開の概要

今立郡下の大一揆の発端は、^① 県が名古屋鎮台へ急報したところによると、三月九日ごろから、「敦賀県出張田井玉久唯」と偽称するものが同郡内をはいかいし、十日小坂村の戸長富田重右衛門宅に投宿して近村のものを集め「断髪」を強制したが、その挙動が不審だとして「村番人」が逮捕し武生邏卒屯所まで護送した。このさい富田が田井なるものを招いて「良民ヲ圧迫し耶蘇宗教ニ誘導スルノ奸賊ナリ」との風聞を醸し出し、翌十一日同村はもちろん近村のものが多数押し寄せ、富田宅を打ちこわしたのを皮切りに大一揆が勃発したのである。

その展開状況は第一図のとおりで、地域的には小坂・筋生田・東庄境・野岡・栗田部・定友・岩本・大滝・松成・中新庄・水落の各村に及び、攻撃対象としては、第一表のとおり、教導職寺院はじめ豪農商の区・戸長や大商人の居宅・土蔵に對して焼却、破毀の限りを尽くしている。



第1表 今立郡下の攻撃対象

No.	村	攻撃対象	役職・職業	月・日	打ちわしこの種類	備考
1	小坂村	富田重右衛門	26大区小6区戸長	3.11	壊毀	旧庄屋 (住家は半焼)
2	崩生田村	輔田治郎左衛門	〃 〃 副戸長	〃	破毀	〃
3	東庄境村	蒲五八郎	27大区・区長・豪農	3.12	〃	旧大庄屋
4	粟田部村	木津群平	24大区・区長・豪農 酒造業	〃	〃	明治4年、郷長 (屋号、大和屋)
5	〃	飯田上祐	戸長 紙商	〃	〃	明治4年、里長
6	〃	木津次平	海産物商	〃	〃	(屋号、布屋)
7	〃	法幸治郎三郎	砂糖商	〃	破損	明治4年、里長
8	岩本村	小林清作	戸長 豪農	〃	焼亡	〃 〃
9	大滝村	円成寺	寺院	〃	破毀	真宗(本願寺派)住職尾山浄岳
10	定友村	唯宝寺	〃	〃	焼亡	真宗(〃)住職石丸了円 (石丸八郎の出身)
11	〃	箕輪彦兵衛	地主	〃	〃	
12	〃	黒田某		〃	〃	(黒田道宅(医業))
13	中新庄村	妙順寺	寺院	〃	〃	真宗(本願寺派)住職新江浄英
14	松成村	満願寺	〃	〃	壊毀	真宗(〃)
15	野岡村	古川木戸兵衛	副戸長 地主	〃	破毀	明治6年8月より戸長
16	水落村	清水新右衛門	区長 地主	3.13	焼亡	

注：「見分書」(前掲『暴動始終奏上簿』)〔No.16水落村、清水新右衛門は「見分書」には、記載されないが、「3月14日午後5時発・鯖江出張庶務より本県庶務あて報告」のなかに明記される〕・『円入寺文書』(鯖江市北中町、円入寺所蔵)・『宮川家文書』(同市寺中、宮川九兵衛所蔵)・『古川家文書』(今立郡今立町野岡、古川木戸兵衛所蔵)・『三田村家文書』(同町大滝、三田村貢所蔵)・『富田家文書』(鯖江市河和田町、富田重右衛門所蔵)により作製。

この点、大野郡下の場合ときわめて類似の動向をみせたことは言うまでもない。こうした一揆の高揚に驚いた県当局は、官憲や鯖江貫属を派遣して、断固武力弾圧の拳に出たため、十三日に至り一揆の徒はようやく四散したのである。なおこのさい横越村に屯集した農民から、大野郡同様の「三カ条の願書」が差し出されたが、官員側はこれを拒絶して、「猶此上彼是不条理申立、村落横行候時ニハ敵二兵力ヲ以テ伐取候旨申渡候処漸ク承伏」(十四日午後三時、「支庁詰相馬朔郎より本県庶務あて書翰」(十五日午前十時着))し、追々退散したことに着目したい。

- ① 「今立郡動揺ノ儀名古屋鎮台江急報案」(三月十二日)〔前掲『暴動始終奏上簿』所収〕
- ② 「乱暴御届」(「富田家文書」鯖江市河和田町、富田重右衛門所蔵)によると、富田が明治六年三月八日、自宅近隣の明正寺(真宗、西本願寺派)に「断髮の制札」を立てている。なお同文書でも、田井が富田家に投宿して村民に「断髮」を強制したこ

とが一揆を生起させたとしている。

③ 第1表の「今立郡下の攻撃対象」のうちで、その筆頭とされる酒造業の木津群平（粟田部村、区長）の場合、住家(一)・土蔵(四)・米蔵(一)のほか酒蔵(二)や生産用具の水車、農具等、それに諸生産物までが徹底的に破却されている。さらに同村の大商人飯田上祐(戸長)の油蔵、木津次平の海産物、法幸治郎三郎の砂糖類の諸商品が大量に破却ないし焼却されるが、一揆勢として攻撃対象の生産及び商業活動を一時まひ状態に陥らせることをねらったのは明白である。この点、大商人の前期資本・高利貸資本による厳しい収奪が、在方町の性格の濃い同村の前期プロ層・借地人層等下層民の強い反発を買ったものと考えたい。

④ 大野郡下で在方町の性格に加え旧大野藩の城下町である大野町の場合、攻撃の矛先が元足羽県支庁・商法会社・高札場のほかに、町内切つての豪商で県内外各地の「大野屋」の総本店大坂屋七太郎や酒造業者の布川源兵衛、海産物商の中野屋又兵衛らに集中している。このさい大坂屋の住家、店舗はじめ諸商品のすべてを焼却、さらに布川家の住家(一)・土蔵(一)とともに酒蔵(二)を破却、「一時ノ間ニ酒道具いろいろ残らず間ニ合はざる様打クタキ」(「東方

文書」大野市中津川、東方治男所蔵)、また酒造の仕込、質預り分を残らず破却したのは、前述の粟田部村の場合と同じ「世直し型」の状況が考えられる。なお庄司吉之助「世直し一揆の研究」(校倉書房、一九七〇年)は、「世直し一揆」の特長として製造用具の打ちこわしと製造品の使用不能に陥らしめることを指摘するが、この点、本一揆にも適合するとみてよい。

三、小坂村の出勤状況

今立郡下の大一揆の口火を切った小坂村の場合、第2表(その1)・(その2)のとおり、「口述書」による取調対象人員七十二名につき、一揆生起の十一日には、出勤者が全体の七十八パーセントの五十六名、二日目は五十パーセントの三十六名、三日目の十三日には二十六パーセントの十九名と漸減する。そのさい同表(その3)の「村民所持高と出勤・非出勤との相関表」では、とくに無高層(十二名)につき、初日は一名を除き十一名が出勤、二日目には非出勤が一名増えて二名となったのが、三日目は出勤者

がわずか三名となり、大半が脱落している。

この点、研究史の示すとおり、「世直し型」でも、「惣百姓型」にしても、農村では貧農・無高の「半プロ層」が主導的役割を果たさねばならぬにかかわらず、小坂村ではその展開過程で無高層のほとんどが脱落したことは、一揆勢全体の解体に至る情勢が看取されるわけである。

しかも第2表(その1)の村民No.19(持高、二十石余)やNo.53(持高、十四石)のように、出勤者のなかには、官憲側に「注進」したり、攻撃対象の区長に予め「内通」するなど、一揆側にとってはまさに背信行為までみられることに注目したい。

なお「戸数多き所ニテ御田地ハ少々ニ付」(明治五年五月朔日、同村より敦賀県あて報告)^①とされる当村(注、明治五年、一四〇戸・総反別、三十二町八反八畝)として、第2表「村民の行動調」の対象者戸数五十九戸のうち、五石以下無高を含めた戸数が三十七戸(六一・七パー

第2表 今立郡下一揆生起時の同郡小坂村・村民の行動調

〔その1〕

村民No.	年齢	続柄	屋敷No.	所持高	3月11日	3月12日	3月13日	備考
1	30	3男	1	1石	○(T)	○(S)	×	12日、(O)を経て(S)に出勤。
2	49		14	6余	○	?	?	11日は即時帰り長善寺を守護。
3	34	No.2の弟			×	×	×	
4	35		8	10	○(T)	○(O)	○(O)	
5	22		19	11余	○(T)	×	×	
6	48		22	0.484	○(T)	×	×	
7	30		23	11余	○(T)	○(O)	×	
8	23	No.7の弟			○(T)	○(O)	?	12日、(A)へは出勤せず。
9	38		25	7.9	○(T)	○(O)	×	
10	37		26	無高	○(T)	○(B)	×	11日、(A)へは出勤せず。
11	26		27	10.804	○(T)	○(O)	○(K)	" "
12	23		28	22余	○(T)	○(O)	×	" "
13	57		37	4.3余	×	?	○(D)	11日、下戸口村に向いたが小坂村の騒ぎで帰宅
14	57		38	無高	○(T)	○(O)	×	
15	21		39	13余	○(T)	○(O)	?	11日、(A)へは出勤せず。
16	23		42	無高	○(T)	○(M)	×	
17	43		43	6余	○(T)	○(M)	○(K)	
18	39		44	無高	○(T)	○(S)	○(K)	
19	27		46	20余	○(T)	○(O)	○(Y)	11日夕刻帰宅し、夜、鯖江出張所へ往進。 同日(A)へは出勤せず。
20	21	No.19の弟			○(T)	○(Y)	×	12日、(Y)で1泊して帰宅。
21	20	No.20の弟			×	×	×	
22	37		47	無高	△	△	△	3月3日～16日、伊賀国上野まで鎌荷物運送に向き不在。
23	42		48	"	○(T)	○(O)	×	
24	31		49	小高持	○(T)	○(Y)	○(Y)	12日より(Y)で2泊、14日帰宅。
25	41		51	"	○(T)	○(O)	○(K)	
26	18		52	無高	○(T)	○(M)	○(K)	
27	50		53		×	×	×	正楽寺住職、忌中に付禁足。
28	19		57	3余	○(T)	○(M)	○(Y)	
29	25		59	4余	○(T)	×	×	5年秋より病身。
30	59		61	小高持	○(T)	×	×	
31	22	No.30の長男			△	△	△	3月9日より加州山中へ湯治に向き、18日帰宅。
32	52		62	8.7余	×	×	×	病身のため11日～14日在宅。
33	22	No.32の次男			○(T)	○(M)	×	11日、(A)には出勤せず。
34	19	" 3男			○(T)	○(M)	×	
35	25		65	21余	○(T)	○(O)	○(D)	
36	28		67	1余	○(T)	○(S)	○(Y)	12日、(S)よりさらに粟田部まで出勤。
37	25		70	6	○(T)	×	×	
38	18	No.37の弟			×	×	×	
39	45		71	小高持	○(T)	○(M)	×	
40	51		72	7余	○(T)	×	×	
41	48		74	無高	×	○(M)	○(D)	
42	44		77	小高持	○(T)	×	×	
43	18		81	?	×	×	×	(T)の親類で、その世話のため他出せず。
44	59		83	7余	×	×	×	
45	27		84	0.5余	○(T)	×	○(K)	
46	25	No.45の弟			○(T)	○(M)	×	
47	48		85	7余	○(T)	×	×	
48	27		87	3余	△	△	△	3月15日、他国より帰村。

三上 明治初年敦賀県今立郡下の護法大一揆解体過程の一考察

村民No	年齢	続柄	屋敷No	所持高	3月11日	3月12日	3月13日	備考
49	25	No48の弟			○(T)	×	×	
50	33		89	6余	×	×	×	動揺の節、大病にて他出せず。
51	24		91	0.1余	○(T)	×	×	
52	33		92	3余	○(T)	○(S')	×	
53	27		97	14	○(T)	×	×	11日、騒動の次第を庄境(S)区長(蒲五八郎)に注進。
54	25		99	無高	○(T)	×	×	
55	22		101	〃	○(T)	○(O)	×	
56	48		104	0.6余	○(T)	×	×	
57	20	No56の長男			×	×	×	
58	47		105	2余	○(T)	○	○(B)	12日、村端まで出勤、頭痛のため帰宅。
59	43	No47の弟			△	△	△	5年5月より下野園へ寄留、6年3月22日帰村。
60	49		108	9余	○(T)	×	×	
61	26	No60の長男			○(T)	×	×	11日、(T)より帰宅、さらに(O)まで出勤。
62	36		109	小高持	○(T)	○(B)	?	
63	40		110	4	○(T)	○(M)	○(Y)	
64	29		111	無高	○(T)	○	×	12日、村端まで出勤、のち帰宅。
65	20		113	5	○(T)	×	×	
66	36		119	無高	○(T)	?	?	
67	22		121	小高持	○(T)	○(M)	○(Y)	12日、(M)よりさらに(S)に出勤。
68	55		120	〃	○(T)	×	×	(T)の別家で、T家の番をして他出せず。
69	49		123	11余	○(T)	○(M)	○(H)	
70	39		124	無高	○(T)	×	×	
71	47		126	2余	○(T)	○(M)	○(K)	11日、(T)より一たん帰宅して、さらに戸ノ口まで出向く。
72	20		131	4	?	?	?	出勤関係の記載なし。

- 注：1) 「小坂村、村方銘々取調口書記」(鯖江市北中町、円入寺所蔵)により作製。
 2) 図表内の略号説明、○…出勤 ×…非出勤 △所用等のため不在 (T)…富田重右エ門宅(小坂村、戸長)
 (A)助生田村 (輔田治郎左エ門、副戸長) (S)…庄境村(蒲五八郎、区長) (O)…落井村
 (M)…松成村(満願寺) (K)…川鳴村 (B)…別司村 (D)…出口村 (H)…原村
 (Y)…横越村 (S')…下戸ノ口村

〔その2〕村民の出勤状況及び出勤先調

A 出勤状況

(単位：人)

	11日		12日		13日	
○(出勤)	56	78%	36	50%	19	26%
×(非出勤)	11	15	28	38	43	60
△(不在)	4	6	4	6	4	6
?(不明)	1	1	4	6	6	8
計	72	100	72	100	72	100

B 出勤先

(単位：人)

	11日		12日		13日			
(T)(富田重右エ門宅)	55	98%	(M)(松成村)	13	36%	(K)(川鳴村)	7	37%
即時帰宅	1	2	(O)(落井村)	13	36	(Y)(横越村)	6	32
計	56	100	(S)(庄境村)	3	8	(D)(出口村)	3	16
			(B)(別司村)	2	6	(B)(別司村)	1	5
			(Y)(横越村)	2	6	(O)(落井村)	1	5
			(S')(下戸ノ口村)	1	2	(H)(原村)	1	5
			村端まで出勤	2	6	計	19	100
			計	36	100			

注：第2表〔その1〕により作成。

第3表 今立郡小坂村、小作料率及び地主への配分率調

(明治5年11月)

	収 穫	小 作 米	貢 租	地主取分	小作人取分
平均 田 方	反当たり石 2	石 斗 1.8	斗 升 8.8	斗 升 9.2	斗 2
百分率	100	90	44	46	10

注：「小坂村、小作米取調書」(明治5年11月15日)〔前掲『円入寺文書』〕により作製。

セント)を数えるなど、総じて同村の過半の零細農民が自己の名請地のみでは再生産が不可能なことが判明する。さらに第3表が示すとおり、当村の小作料は著しく高率で、明治五年十一月調べでは、

田方の平均反収二石のうち小作米一石八斗で九十パーセント、貢租が八斗八升で地主取分が九斗二升となり、従って収穫米のうち貢租が四十四パーセント、地主取分四十六パーセントで、小作人取分はわずか十パーセントにすぎず、小作人層には絶えず小作料減額要求の企図が介在していたものとみてよい。

従って小坂村の大一揆への対応は、大野郡下の大一揆生起のさいの中野村の場合と同じく、「世直し型」的情勢をほらみながらも、真宗門徒としての連帯性による「護法的要因」を直接的契機とした「惣百姓型」一揆へと一たん高揚したことは率直に認めねばならない。

① 「小坂村御田地直段書御届帳」(前掲『円入寺文書』)。なお「明治五年九月、米穀並物品取調書上帳」(『同』)によると、小坂村戸数一四〇戸(人口六一三名)に対し、総反別はわずか三十二町八反八畝余(田二十四町二反余、畑五町三反余、雑毛一町九反余)である。

② 大野郡の下庄地区で最大の田方村落の性格が濃い中野村では、明治五年で「水役」

(無高)が全戸数(一七七戸)の約半数を占めるなど農民層分化が割と目立っている。当村では、葉煙草(六、七〇〇斤)・繭(一〇貫)・紵(一、〇三八)・生糸(一八貫一三)・菜種(二五〇苞)などの特産面(明治五年調、「足羽県地理誌」〔国立公文書館所蔵〕)で、下庄地区内の他村に比べかなりの生産高がみられるが、貧農層の「農間稼」としての側面のほかに、これらの小商品生産者へ中・小農層のなかには、隣接する大野町の大商人の前期的高利貸資本の介入・吸着にも見舞われ、村落の底辺たる小作・雑業層への転落が目立ち、従って村落内に滞留しながら大野町内に小商いや諸稼・奉公・日雇に出るものが少なくなかったのである。ところで大一揆生起の翌七日、当村の「小作衆」が村内の「白山堂」に集まり、小作料の減額を強く要求するなど、「世直し型」的状况が表出している(『鈴木家文書』大野市中野、鈴木善左衛門所蔵)。しかし大一揆に対しては、全戸数の八十五パーセントの一五一戸が出動(『松島家文書』大野市中野、松島浄念所蔵)、しかも「当村三役茂中野村はた立、始終出居、木ノ本(村)へも朝より」として行候由也(前掲『鈴木家文書』)と伝えるなど、副戸長はじめ上農層を含め、ほとんど「村ぐるみ」

で出動したことは、あくまで真宗門徒としての強固な護法的「連帯意識」に支えられたものであり、従って前述の「世直し型」的状况を内包しながらも、「惣百姓型」一揆の形態をとることに注目すべきである。なお明治中期の寺院数の宗派別では、真宗が全体の七十四パーセントを占めるなど、坂井郡の場合と同様、まさに「真宗地帯」としての特質が検出される（『福井県大野郡誌』(上)、大野郡誌刊行会刊、四二四―五ページ）。

四、寺中村・中村・助生田村の行動状況

小坂村近隣の寺中・中・助生田三村の行動状況については、第4表・第5表のとおりである。ただし中・助生田両村の出動者の「口述書」は一部しか残存しないうえ、その全ぼうは把握しがたいが、総合的な動向は一応察知することができ

る。そこで出動者数のうえでは、第6表のとおり寺中・中両村の場合二日目が最も高揚し、助生田村では初日に比べ漸減の傾向を示している。この点小坂村のようにな出動者の極端な「脱落化」の様相はみ

せないが、二日目の中新庄村等における官憲及び鯖江貫属による武力制圧により、三日目の十三日にはかなり志気阻喪していることは事実で、従って同日の横越村での一揆側の「三カ条の願書」が官員により容易に拒否されたのも、要は一揆勢

同村の高持の安政七年（一八六〇）から明治六年への持高の移動を示すが、同図にみるかぎり、「上昇」が十三戸、「不変」五戸、「下落」が二十三戸であり、ここにも農民層分化のかなりの進展が明瞭にうかがわれる。そこで同村の計七十三名の「揺動村方調査」等によると、旧庄屋層はじめ村民の相当数が一揆に出動して

この点、大野郡下の大一揆の展開過程で、一揆勢が大挙大野町内に群集し、「竹槍林立立錐ノ地モ無シ」（『石川雪（注）等外二等出仕」、大野ヨリ九日帰庁報告）というきわめて高揚したなかで、県側が「願書」要求を一たん容認せざるを得なかったのに比べると、情勢が著しく異なることに注目したいわけである。

ところで幕末維新期における寺中村の高持階層構成の推移状況は、第7表のとおり、中農層の漸減に対して五石未満の貧農層が漸増し、明治六年で三十九パーセントを占め、これに無高層（二十三戸）を加えると全戸数の五九・七パーセントとなり約六割に達する。さらに第二図は、

高持階層構成の推移状況は、第7表のとおり、中農層の漸減に対して五石未満の貧農層が漸増し、明治六年で三十九パーセントを占め、これに無高層（二十三戸）を加えると全戸数の五九・七パーセントとなり約六割に達する。さらに第二図は、

村民 No.	所持高	3月11日	3月12日	3月13日	贖罪金	村民 No.	所持高	3月11日	3月12日	3月13日	贖罪金
47		X	X	X	56	石牛 0.6	P 6時よりKへ、 P 8時よりKへ、 A 8時よりM・S・Sへ、 P 10時湯村。				0
48	石牛 0.8		P 10時よりMへ、 P 2時湯村。	P 10時よりYへ、 P 4時湯村。	57	8.4	P 11時よりKへ、 A 11時よりM・S・Sへ、 その後湯村。				0
49		P 6時よりK・Aへ、 P 8時湯村。	P 8時よりM・S・Sへ、 P 6時湯村。	X	58	8.8	X	X			X
50				P 8時よりYへ、 P 2時湯村。	59		X				X
51		P 6時よりKへ、 P 8時湯村。	P 10時よりM・S・Sへ、 P 10時湯村。	X	60		P 6時よりKへ、 P 8時湯村。	P 1時よりSへ、 P 6時湯村。			P 8時よりYへ、 P 6時湯村。
52	0.3		P 11時よりM・Sへ、 P 4時湯村。		61	38.9	P 10時よりK・Aへ、 P 1時湯村。	P 1時よりM・S・S・Sへ、 P 6時湯村。			0
53		P 6時よりKへ、 P 10時湯村。	P 8時よりM・Sへ、 P 4時湯村。	P 10時よりYへ、 P 2時湯村。	62		P 7時よりKへ、 P 9時湯村。				0
54	20.4		P 8時よりKへ、 A 9時湯村。	P 10時よりYへ、 P 4時湯村。	63	2.9	X (妻病気のため)	X ("	X ("	X ("	X ("
55	5.7	X	X	X	64		X (母病気のため)	X ("	X ("	X ("	X ("

注：1) 「今立郡第27大区小八区寺中村、振動村方調書取扱」(鯖江市寺中町、宮川九兵衛所蔵)により作製。所持高は「明治6年西条村惣高改小割帳」(")による。斗以下は切り捨てた。
 2) 本調書記載のうち、子供(2名)女子(1名)病氣(4名)および臨時村不在(2名)のため不参加のものは除く。 3) 贖罪金欄の○印は、同金が課せられたことを示す。
 4) 本調書記載以外の村民で一揆参加者のいたことは、贖罪金負担者の名列表(48%)のため明らかである。
 5) 略号、K…小坂村 ①…川鳴村 S…土塚村 ②…四方各村 O…落井村 M…松成村 A…助生田村 ③…栗田部村 Y…横越村 X…不参加 A時…午前 P時…午後
 6) 本調書に記載なきものは、すべて空欄とした。

第5表 (1) 中村

村民 No.	氏名	年齢	職業	3月11日	3月12日	3月13日	備	考
1	木村 佐十郎	28	(才右エ門2男)	X		①へ、その後湯村。	16日Kに呼び出され、召し捕えらる。	
2	木村 甚助	32		P 5時よりKへ、その後湯村。	Mへ、ついで②・S・③へ、	④へ、その後湯村。	一掃勢が⑤より五箇村に至るさい、村端より脱し	
3	山岸 仁兵衛	49	農	Kへ、一たん、湯を後Sへ、	M・②・S・④へ、後湯村。	⑧8時新庄邊より大勢押し来り、	11日庄城村旗にて寺中村九兵衛に出会う。	
4	木村 重太郎	23		Kへ、その後湯村。	M・S・④へ、後湯村。			
5	桑田与三右エ門	51			K・Yへ、		12日出勤後、おこりの薬を買い並に横江表に向いたところ、湯立又口新町で召し捕えらる。	
6	梅田 宇兵衛	42	油受売職	P 6時よりKへ、P 8時湯村。	P 5時②へ、P 2時Sへ、			
7	木村 仁左エ門	39		P 5時よりKへ、その後湯村。	P 5時よりM・②・Sへ、		16日Kに呼び出され、召し捕えらる。	
8	森 吾助	25	(菅平2男)	P 8時よりKへ、P 10時湯村。	X (病気のため)	X (病気のため)		
9	木村 徳右エ門	56	農	X	X	HよりYへ、		

第6表 今立郡寺中・中・筋生田3村出動状況一覽

(單位:人)

		3月11日		3月12日		3月13日	
寺中村	出動	21	33%	40	63%	20	31%
	非出動	18	28	19	30	21	33
	不明	25	39	5	7	23	36
	計	64	100	64	100	64	100
中村	出動	7	50	11	79	6	43
	非出動	3	21	3	21	3	21
	不明	4	29	0	0	5	36
	計	14	100	14	100	14	100
筋生田村	出動	13	93	12	86	9	64
	非出動	1	7	0	0	1	7
	不明	0	0	2	14	4	29
	計	14	100	14	100	14	100

注: 1) 第4表・第5表により作製。
 2) 寺中村の不明欄については、贖罪金がほとんど賦課されていないため、その大半は非出動とみてよい。

第7表 今立郡寺中村、高持階層構成推移調

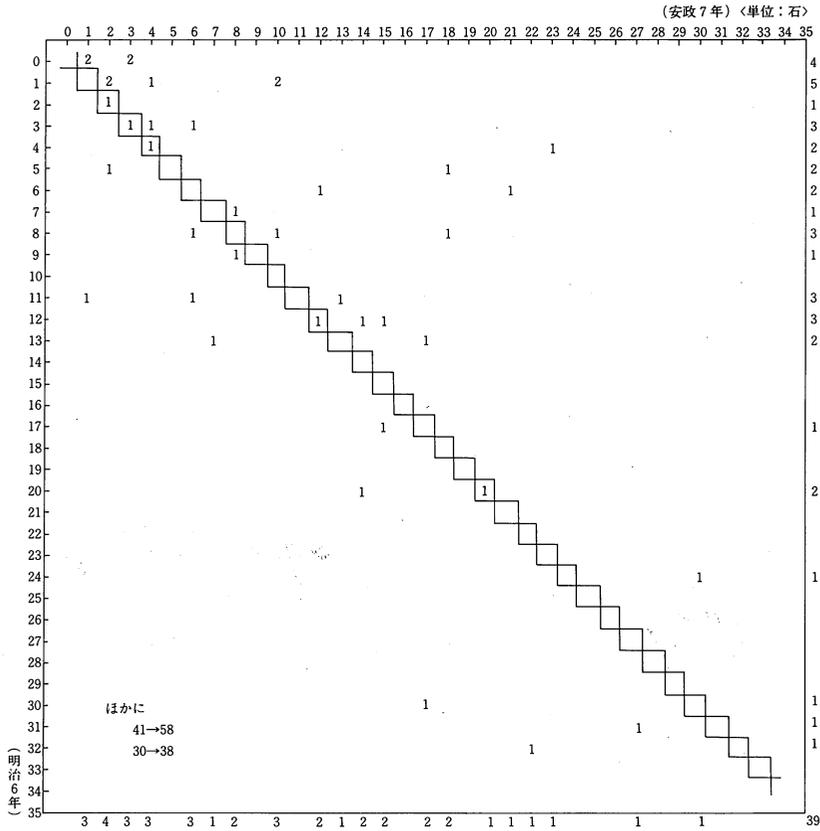
年代	安政7(1860)		文久2(1862)		慶応2(1866)		明治6(1873)	
	軒数	%	軒数	%	軒数	%	軒数	%
50-100石							1	2
30-50	3	7	4	9	4	9	4	9
20-30	5	12	3	7	3	7	3	7
10-20	15	37	14	31	15	34	9	20
5-10	6	15	8	18	9	20	10	23
1-5) ^(A)	11	27	15	33	10	23	10	23
1以下)	1	2	1	2	3	7	7	16
計(B)	41	100	45	100	44	100	44	100
$\frac{A}{B}$	(29%)		(36%)		(30%)		(39%)	
								無高23

注: 1) 「安政7年未御年貢并小物成勘定小前帳」・「文久2年戌御年貢并小物成勘定小前帳」
 「慶応2年丑御年貢并小物成勘定小前下帳」・「明治6年酉暮村惣高改小前帳」(以上鯖江市寺中、宮川九兵衛所蔵)により作製。

三上 明治初年敦賀県今立郡下の護法大一揆解体過程の一考察

- ① 「十四日午後三時発、支庁詰相馬朔郎より本県庶務あて報告」(十五日午前十時着)〔前掲『暴動始終奏上簿』〕。
- ② 「十三日夜一時発、寺嶋権参事より有馬典事あて報告」(『同』)
- ③ 大野町では、官員側が一揆勢の諸要求を認める「証書」を手渡し、しかも一揆主謀者の処刑は絶対にはしないと表明することにより、はじめて一揆の徒が退去した点からみて、一もろんこれはその場での窮地を脱するための謀計にすぎなかったが——県側が一揆に対していかに脅威を抱いたかがうかがわれる。こうした大野町での大一揆の高揚につき、とくに同町の貧農層(半プロ層)の前期プロ層)と農村の貧農層(半プロ層)の動向をみる必要がある。例えば大一揆生起に先立ち「護法連判」の主導的役割を果たした上庄地区のなかでも木本地頭村の場合には、処刑者二名、有期刑者四名を出すなどはなほだ過激な行動をとっているが、このさい高橋太右衛門は持高わずか五斗八升五合の貧農(半プロ)で、同村の桑崎与八郎(小農、六石一斗)(明治六年田畑御年貢米割附帳)大野市木本、松田靖彦所蔵)とともに一揆勢を主導し、元足羽県支庁に乱入したほか、大野町の「前期プロ」桶屋治助(大野町末吉町)とともに、豪商布川

第二図 安政7→明治6年の今立郡寺中村高持移動調



注: 1) 石以下は切り捨て。但し1石未満の高持は1石とした。
2) 前掲「宮川文書」において照合可能分のみを対象とした。

三上 明治初年敦賀県今立郡下の護法大一揆解体過程の一考察

④ 寺中村の旧庄屋宮川九兵衛は、村内切つての大高持(明治六年、五八石九)で、「今立郡第二十七大区小八区寺中村、揺動村方調書扣帳」(前掲)には明記されないが、家を打ちこわし、さらに隣村の木本領家村の豪農杉本弥三(右衛門宅(酒造業))を放火するなど、まさに農村の「半プロ」、大野町の「前期プロ」両層の連携・同盟関係を象徴的に示している。しかも農村では一部上農層のほかに中・小農層が積極的かつ継続的に出動し、また大野町内の中・小商人・職人層の広汎な参加のもとに、農村・在方町双方の合流、同盟的態勢により、さらに真宗門徒としての共通の護法意識に支えられ、強じんな大一揆に高揚したものと考えたい。ところが今立郡下の粟田部村(注: 明治五年で総戸数六九八戸のうち日雇(八二戸)と雑業層(八八戸)が計一七〇戸で全戸数の二十四パーセントに上る「前期プロ」的階層の存在がみられる)の場合は、一時は大野町に類似した動向を示すが、一揆の展開過程での脱落・傾向に加え、粟田部村民の所属宗派についても、真宗門徒が全体の五十二パーセント程度(『佐々木家文書』今立郡今立町粟田部、佐々木晋二所蔵)で、強度の護法的結束は考えられないところである。

「勘生田村・中村、村方銘々取調口書記」(前掲『田入寺文書』)において、第5表(1)中村の村民No.3の山岸仁兵衛が十一日の出動のさい庄境村堺で出会ったことを口述する点からみて、宮川の一揆参加は明らかである。従って一揆生起の段階では、基本的には上農層はじめ「村ぐるみ」の態勢で出動したものと考へたい。

⑤ 今立郡小坂村、寺中村の諸物産については、「壬申九月、米穀並物品取調書上帳」(前掲『田入寺文書』)及び「明治六年一月、御用留並村用諸色覚帳」(鯖江市寺中、宮川九兵衛所蔵)においてそれぞれ記載するが、両村とも明治初年でかなりの商品経済の展開がみられたことが判明する。

五、おわりに

敦賀県下の「越前護法大一揆」につき、とくに今立・大野両郡の場合、真宗地帯での護法的要因を直接的契機としながらも、その本質は「世直し型」性格をはらみながら、同時に「惣百姓型」一揆の動向が極めて顕著に表出する点では、ほぼ共通する歴史的性格がみられるが、両郡下の展開過程に視点をずえると、大野郡下では

一揆勢の要求事項が一人官員側に容認されたにかかわらず、今立郡ではそれが容易に却下され、一揆側として敗退の憂き目をみている。

その点、前述のとおり、今立郡下の小坂村はじめ寺中・中・勘生田三村の一揆参加者の「口述書」を中心に、かれらの三日間の出動状況を個別的に検討することにより、その展開過程における「脱落下」傾向へ一揆勢結束の弱体化の著しい問題点が検出されるのである。

従って「越前護法大一揆」の特質は各郡とも一応共通するにせよ、その展開過程における町村別の具体的動向にはかなりの差異がみられるため、このさい史料の制約の伴うなかで、できるだけ一揆勢の個別的な出動状況を経過的に丹念に追究することは、大一揆の展開過程の全体像を一段と明確化するためにもぜひ必要であると思考される。

① 明治初期の一揆の形態の推移状況につき、従来の研究史の示すところでは、廃藩置県ごろまでは「世直し型」一揆が中心となり、

その後統一政権の推進、強化への段階に対応する「地租改正反対闘争」から、惣百姓型一揆に転換するという分析視角が支配的であるが、明治五、六年段階で全国的に高揚する「護法一揆」を含めての農民一揆の総体的動向は、明治政権の成立から推進、強化の段階への過渡期における新規政策をめぐる諸矛盾の表出への闘争形態として、「世直し型」と「惣百姓型」の双方が密着する重層的構造、つまり「重層型」一揆とも呼称すべき新たな形態が設定し得るものと思考される。

② 今立郡下の一揆関係の村落で、管見するところでは、小坂・中・勘生田・寺中四カ村以外での出動者の「口述書」は不明である。同郡野岡村(明治五年、九五戸・四三二人)にも「贖罪猶豫金配当帳」(古川家文書)今立郡今立町野岡、古川木戸兵衛所蔵)は残存し、ほとんど「村ぐるみ」の出動が推察されるが、村民諸階層の個別的な出動状況は不明である。従ってこうした本一揆にかかわる村落に残存する「口述書」等関係史料の探査がぜひ必要なのである。(付記)本稿は、昭和五十四年度土地制度史学会秋季学術大会(於金沢大学法文学部)における報告「明治初年護法一揆の歴史的性格―明治六年越前大一揆分析―」の一部である。